

真庭市立湯原中学校 いじめ防止基本方針

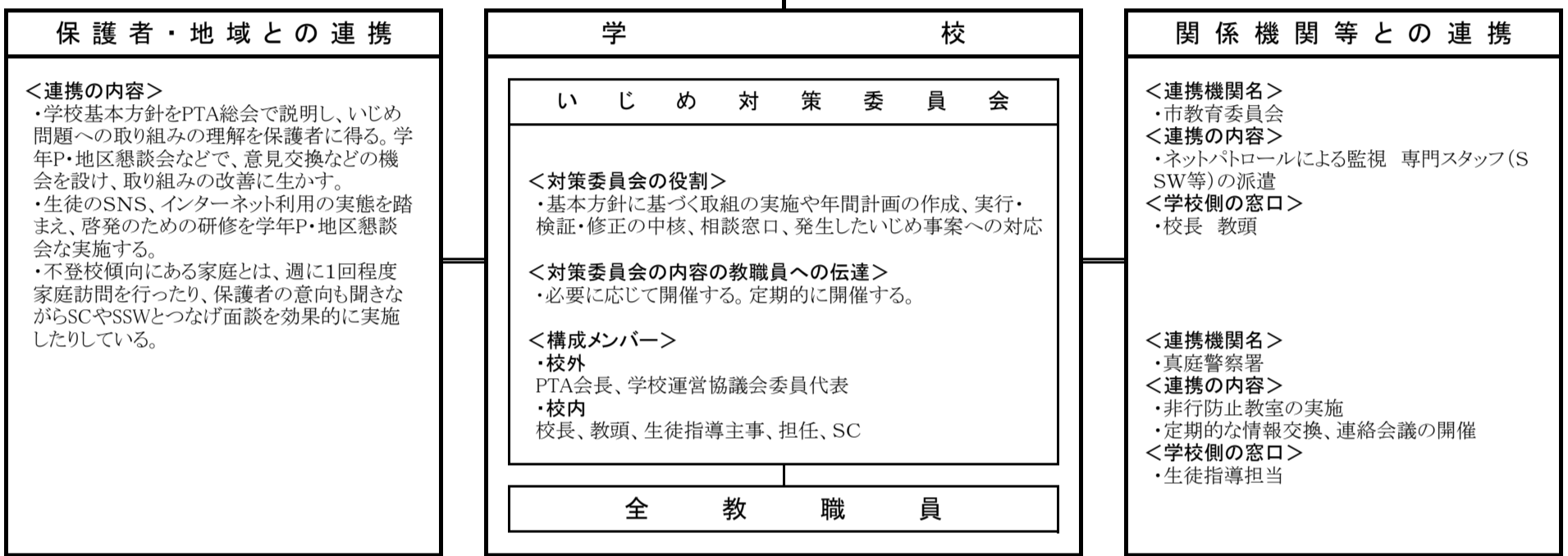
令和4年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校の生徒の状況としては、比較的平穏で、落ち着いた環境で生活している生徒が多いと思われる。
 ・課題としては、一部の生徒間で言葉の取捨選択能力が低く、些細なトラブルに発展しやすい。精神的に不安定な時期でもあり、保健室や別室登校が増加していることも課題である。
 また、年々不登校生の数も増えてきており、城北塾との連携や医療機関との連携もこまめに行い、情報共有する必要がある。
 ・いじめなど問題行動への対応は、生徒指導担当および全教職員を中心に、いじめ問題への対応を行っている。今後も、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実を図り、さらに教職員の実力を付ける必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、生徒指導委員会には、生徒指導主事・各学年から担当者1名が参画し、各学年の現状や課題を共有し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、校内研修および生徒自身で考える場を生徒会が主体となって、情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談との連携が取りやすい工夫を行うなど、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・生徒からのアンケートによる実態把握 問題が判明したら担任、学年団、生徒指導担当による、情報収集、実態の解明と対応策を講じる。
 ・ネットパトロールの利用による予防と対策を講じる。
 ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・「いじめ防止月間」や「人権月間」における、クラスでの現状や解決策を生徒同士で考えさせる授業を毎年計画的に実施する。また生徒会主催の全校で考える時間も確保している。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のために生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (生徒会活動) ・「いじめについて考える週間」において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。
②	早期発見	(実態把握) ・生徒の実態把握のために月1回アンケートを実施し、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。アンケートは5年保存。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間で記録を取り、いつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (情報の記録) ・いじめと認められる状況が生じたとき、情報を適切に記録し保管する。その記録は、卒業後5年間保管する。 (いじめの解消) ・いじめの解消は、「いじめの行為が3ヶ月以上ないこと。」「本人と保護者に面談等で心身に苦痛がないことを確認できたとき。」とする。